



都市景観形成のための計画構成と建築デザイン誘導に関する研究

安田, 丑作

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

1990-04-27

(Date of Publication)

2007-10-19

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙1428

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2001428>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



氏名・（本籍）	やす だ ちゆう さく 安 田 丑 作 （三重県）
学位の種類	学 術 博 士
学位記番号	学博ろ第31号
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位授与の日付	平成2年4月27日
学位論文題目	都市景観形成のための計画構成と 建築デザイン誘導に関する研究
審 査 委 員	主査 教授 多 淵 敏 樹 教授 室 崎 益 輝 教授 金 谷 弘

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近年わが国の都市政策あるいは都市計画上の課題としてあらためて注目されている都市景観の形成について、特に都市計画研究としての方法論と実践論の結びつきに重点をおきつつ、①都市景観形成のための計画構成についての考察を進めるとともに、②具体的な建築デザイン誘導手法の提案とその実践についての評価を行なうこととした。なお、本論文で研究対象とした計画・設計事例は、いずれも筆者がその策定作業に直接参画したものであり、実際に実施・運用された実績をもっている。

本論文は、研究の背景と目的、研究の方法と特色などについて明らかにした「序章」、研究の前提となる都市景観についての都市計画的考察をおこなった「第1章」、本論となる5つの研究成果をとりまとめた「第2章」から「第6章」、さらに論文全体をとりまとめた「結章」を加えた全8章によって構成されており、それぞれが独立した研究内容となっている。

このうち第1章の「都市景観に関する都市計画的考察」では、都市景観形成にかかわる諸問題について都市計画的視点から概括的に論じた。まず、①都市景観とその形成についての思潮の変遷をわが国の近代都市計画の系譜のなかで考察し、②近年の都市景観行政の動向とその計画課題を整理した。さらに、③これまでの景観研究と都市景観形成理論について概観し、④次章以降の研究の前提となる都市景観の基礎概念の類型化と都市空間の領域構成について検討した。

第2章の「都市景観形成基本計画の立案と運用に関する研究」では、都市全体としての景観形成を総合的かつ体系的に図っていくためのガイドプランとなる「都市景観形成基本計画」（景観マスタープラン）のあり方と計画構成について、具体的策定事例を通じて論じた。また、補論（I）では、こ

の基本計画策定の前提となる「都市景観資源調査」の具体的な調査手法について提案・検討し、さらに補論（Ⅱ）では、基本計画の内容を補完するとともに建築や公共施設の計画・設計を支援するデザインガイドのあり方とその具体的な構成と内容について考察した。

第3章の「既成市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究」では、近年全国の自治体で相次いで制定されている「都市景観条例」とそれに基づく既成市街地における景観形成と建築デザイン誘導手法について論じた。特に、その建築デザイン誘導制度の運用実態を明らかにするとともに、制度の適用を受けた建築主と設計者による意識評価によって同制度の実効性と有効性を中心に考察した。

第4章の「新開発市街地における景観形成と建築デザイン誘導に関する研究」では、大規模ニュータウン開発などの新開発市街地での景観形成について、①その基本となる景観形成計画の計画構成について具体的な計画策定事例を通して論ずるとともに、②特に、公共による開発用地の土地分譲の際の公募条件として課せられる協定による建築デザイン誘導制度について、その適用を受けた建築主と設計者による意識評価を通じてその実効性と有効性について考察した。また、補論（Ⅲ）では、第3章と第4章で研究対象とした建築デザイン誘導制度についての建築主と設計者による意識評価の結果の比較分析を行ない、景観形成タイプによる評価パターンを抽出するとともに、その評価構造について考察を加えた。

第5章の「独立住宅街区における街並み景観形成のための環境設計に関する研究」では、新開発市街地の独立住宅街区における景観形成のための環境設計技法について論じた。まず、①具体的な計画・設計事例を通じてその計画構成と敷地境界を中心にした環境設計技法について提案・検討するとともに、②その計画・設計の実施事例について居住者による意識評価を通じてその建築デザイン誘導手法として有効性について考察した。

第6章の「総合設計制度による景観形成と建築デザイン誘導に関する研究」では、大都市の中心市街地で近年その適用事例が急速に増加してきている建築基準法に基づく「総合設計制度」について、その景観形成と建築デザイン誘導手法としての位置づけについて論ずるとともに、その制度適用を受けた建築主と設計者による意識評価を通じてその有効性について考察した。さらに、この制度を第3章の都市景観条例、第4章の協定の場合と比較してそれぞれの建築デザイン誘導手法の評価特性についても考察を加えた。

結章では、①都市景観形成のための計画構成と②建築デザイン誘導制度とその評価の2つの視点から研究成果から得られた知見をとりまとめた。さらに、③これからの都市景観形成の計画課題と展開方向を展望して、本論文の結論とした。

本論文を通じて、都市全体のレベル、地域や地区レベル、街区レベルのそれぞれにおける都市景観形成のための計画構成のあり方と計画内容について、筆者自身がその計画策定に参画した具体的事例を通して論じたが、特に、景観マスタープランとその計画構成は、その後この計画をモデルとした全国の数多くの自治体での策定事例があることから、研究対象とした計画提案の内容が妥当性と有効性をもつことが一般にも評価されているものといえよう。

また、本論文の第3章と第4章および補論(Ⅲ)では、都市景観形成の長期的な展開の上でその役割が期待されている景観形成のための建築デザイン誘導の具体的手法に着目して、それらの実効性と有効性についての評価を試みた。その結果、現行の建築デザイン誘導制度はおおむね順調に実行され定着しつつあることが判明したが、それと同時に、建築主と設計者のいずれもが、景観形成の重要性については高い理解を示しつつも、一般論としては私権の制限や建築の自由を侵害するおそれのある建築デザイン誘導の内容については敏感に反応していることが確認された。しかし、実際に現在運用されている制度そのものについては、ある程度理解していることも判明し、全体として建築デザイン誘導制度について現実的な評価を下しているものと理解できることを指摘した。

独立住宅街区における環境設計技法がそこでの入居者にどのように受け止められ評価されているかを検討した第5章では、敷地境界を中心とした景観構成要素が居住環境の意識構造の上でも街並み景観形成の主要因子として抽出され、単にそのデザインを統一すればいいというものではないが適切なデザインがなされれば居住者にも十分受入れられる可能性のあることが確認できた。独立住宅街区における環境設計の具体的技法について、これまでとすれば見過ごされがちであったその事後評価によって計画・設計とその実践を研究の対象として位置づけることもできた。

建築デザイン誘導手法としての総合設計制度とその運用について論じた第6章では、都市景観条例や協定の場合と共通した評価構造が明らかになるとともに、特に同制度の場合には斜線制限の緩和による整形で良質な建築物と公開空地の創出の効果が高く評価されていることが確認できた。この背景には、個別建設に対応した計画誘導にもとづく設計の自由度の増加といった側面のあることも見逃せないが、本研究を通じてさまざまな建築デザイン誘導制度の相対的な位置づけが明確にできた。それと同時に、地区レベルにおける計画体系の確立と規制・誘導との連携の必要性を指摘した。

本論文は、全体として一連の総合的な研究となっているが、これによって都市景観形成にかかわる計画・設計手法とその運用の一体的・総合的な把握を行い、その具体的な計画構成についても提案・考察した。さらに、これまでその重要性が指摘されながら見過ごされてきた計画・設計の実際の運用についての事後評価にまで踏込んで論及し、これからの展開のための課題と方向を具体的に提示した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、最近わが国で建設省をはじめ地方自治体の多くが関心を示し、都市計画の新しい施策として推進しようとしている都市の景観の創造手法の一つである「都市景観形成」について考察した初めての総合的な研究論文である。論文提出者はこの「都市景観形成」に関して全国の先導的役割を果たしている神戸市や、尼崎市・西宮市などにおいて、「都市景観」の手法の提案から条例化、さらにその運用にいたるまでを理論化し指導する立場に立っている一人である。この論文はその「都市景観形成」の手法の整理と理論化、実践手段の開発を行うとともに、その施策の結果である建築デザイン誘導の実際について、関係者に対するアンケート調査によって評価を求め、その効果を客観的に把握する試みを行って、都市景観形成手法の実効性を実証するとともに、いくつかの問題点の指摘を行い、

今後付け加えるべき指針を明らかにしたものである。

論文は序章と6章および結章からなっている。序章は関連する分野の状況を踏まえ、研究の目的とその方法論を示したものである。第1章では都市景観に関わる諸問題について考察し、わが国の都市景観形成の都市計画的思想の変遷の系譜をたどり、次いで都市景観行政の計画課題を整理し、その基礎概念の類型化と都市空間の領域構成について論じている。第2章では都市景観の全体像を明らかにする「都市景観形成基本計画」のあり方を具体的計画策定事例を通じて検討し、その前提となる「都市景観資源調査」の手法や「デザインガイド」のあり方を示してその有効性を実証している。第3章では都市景観条例等による景観形成と建築デザインの誘導の手法の実際の効果についての検証を行い、第4章では大規模なニュータウン開発等における景観形成の計画と運用およびその建築デザイン誘導手法の有効性を考察し、補論で3章・4章の建築デザイン誘導手法を比較検討して、評価パターンの抽出と評価構造について考察している。第5章は新開発市街地の独立住宅街区での景観形成を目的とした環境設計技法を比較検討するとともに、その結果を実際の居住者の意識調査によって客観的に求めている。第6章では大都市の市街地における総合設計制度を、景観形成と建築デザイン誘導への有効な手段であることを考察し、それを発注者と設計者に対するアンケート調査で確認するとともに、都市景観条例や契約協定による誘導との比較検討を行い、その結果の評価特性について考察を加えている。結章では以上の取りまとめを行うとともに、今後の都市景観形成についての課題として、その目標となる価値評価のあり方や、それに関わる者の意志合意の問題と、今後の都市景観形成に対する多面的展開への対策や、これまでともすれば個別に行われがちであった都市計画行政と建築行政の一体化の必要性を指摘し、その具体的な手法として都市景観行政を、まちづくり行政・環境行政・文化観光行政の三つを結ぶものとして位置づけるべきだとの提案を行っている。

本論文で示された景観形成の手法は、より良い都市づくりの施策として、近年多くの行政組織が条例等として採用し運用しており、いま社会的に最も注目されている都市行政理論である。本論文はその先駆的な総合的研究として意義が深く、そのおよぶところは環境科学の領域だけでなく、総合としての建築学や、さらに人文科学・社会科学を含んだ都市行政全体であり、社会的に寄与するところが大きい。

よって論文提出者安田丑作は学術博士の学位をうる資格があるものと認める。